

第1章 はじめに

1 「食と緑の基本計画 2015」の趣旨

私たちの暮らしは、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で良質な農林水産物の供給と、森林、農地、海及び川が有する県土や自然環境の保全、水資源のかん養、洪水の防止などの多面的機能によって支えられています。

これらの機能を一層発揮させ、安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるには、すべての県民が消費者、生産者という立場を超えて、同じ県土に暮らす“生活者”として身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があるという考えのもと、愛知県は平成16年4月に「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」(以下「食と緑の条例」という。)を施行しました。

そして、平成17年2月には、食と緑の条例に掲げた施策の基本的な方針である「食と緑の基本計画」を策定し、平成22年度を目標年度として、農林水産物の生産活動と森林等の多面的機能に対する県民の理解と活動の促進、安全で良質な農林水産物の持続的な生産と供給の確保などに関するさまざまな施策に、県民との協働・連携に努めながら取り組んできました。

多面的機能とは

解説

多面的機能とは、県土や自然環境の保全、水資源のかん養、洪水の防止などの森林、農地、海及び川が有する農林水産物の供給以外の多面にわたる機能のことです。この多面的機能は、森林、農地、海及び川で農林水産業が適切に営まれることにより維持されるものです。

なお、多面的機能の価値を計算することは難しいのですが、国が行った手法に基づいて本県の多面的機能を貨幣評価すると、約1兆2千億円となります。

愛知県における多面的機能の貨幣評価額（平成12年）

【農地（農業）】

項目	評価額
洪水防止	754
水資源かん養	109
土壌侵食防止	59
有機性廃棄物処理	7
気候緩和	4
保健休養・やすらぎ	1,373
合計	2,306

日本学術会議の答申を基に試算。
教育の場の提供、大気浄化等の機能は含まず。

【森林（林業）】

項目	評価額
二酸化炭素吸収	136
表面侵食防止	2,508
表層崩壊防止	749
洪水緩和	677
水資源貯留	1,217
水質浄化	1,946
化石燃料代替	111
保健・レクリエーション(うち保養)	200
合計	7,544

日本学術会議の答申を基に試算。
生物多様性の保全等の機能は含まず。

【海と川（水産業）】

項目	評価額
物質循環	424
水質浄化	701
環境美化(海浜、海底等)	98
生命財産保全(救助活動等)	35
保養・交流・学習	776
合計	2,034

日本学術会議の答申を基に試算。
生物多様性の維持、文化・伝統の継承等の機能は含まず。

(単位：億円/年)

生活者とは

解説

県民の暮らしは、食料等の生産活動である農林水産業やその営みの場である森林、農地、海及び川が生活環境に及ぼすさまざまな多面的機能によって支えられており、すべての県民は、消費者、生産者という立場を超えて、同じ県土において、これらの恩恵を等しく受けて生活をしている“生活者”です。

私たちは、このような生活者の視点に立って、農林水産業や多面的機能に関するさまざまな課題を自らのものとして捉え、この解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。



これらの取組によって、食育や森林等の多面的機能の大切さに対する県民の理解の深まり、地産地消の広がり、担い手による生産の拡大、生産性の向上や環境と安全への対応などが進みましたが、本県の食と緑をめぐる状況については、必ずしも良い方向に向かっているわけではありません。

農山漁村では、安価な輸入農林水産物の浸透による販売価格の長期的な低迷等を背景に、近年の生産コストの上昇や消費の冷え込みなどで農林漁業者の経営は厳しさを増しています。また、就業者の減少・高齢化、優良な農地や漁場の減少も進んでおり、手入れの必要な森林も依然として多くあります。

一方、暮らしの中でも、産業構造の複雑化や都市への人口集中が進むにつれて食料の生産活動等に直接ふれる機会が減少して生産者と消費者の距離が拡大しており、食の乱れを自覚する県民も若い世代を中心に増えつつあります。また、事故米の不正規流通、食品の偽装表示などの食の安全性を脅かす事件の頻発により、県民の食の安全・安心に対する信頼は大きく揺らいでいます。

さらに、地球温暖化の進行、生物多様性の損失などの地球環境問題が顕在化しているほか、局地的な集中豪雨や大規模地震などによる自然災害の発生リスクも高まっており、これらの問題に対する積極的な対応が求められています。

「食と緑の基本計画 2015」(以下「基本計画」という。)は、このような食と緑をめぐる現状を踏まえ、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりをめざして、県として、あるいは県が県民と協働・連携して取り組む、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定したものです。

2 基本計画の性格

この基本計画は、食と緑の条例第7条に基づいて知事が定める、食と緑に関する施策の基本的な方針として位置づけられるものです。

また、食と緑が支える豊かな暮らしを実現するには、県だけでなく、生活者としての県民一人ひとりが身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があります。そのため、この基本計画は、県民の自主的な取組の指針となることも期待するものです。

3 基本計画の期間

この基本計画の期間は、2011年度（平成23年度）からの5年間とし、2015年度（平成27年度）を目標年度とします。

なお、食と緑をめぐる情勢の変化に的確に対応し、効率的かつ効果的な施策を展開するため、基本計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

2004年度

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」制定

2005年度

「食と緑の基本計画」取組開始

2010年度

「食と緑の基本計画」目標年度

2011年度

「食と緑の基本計画2015」取組開始

2015年度

「食と緑の基本計画2015」目標年度